

お知らせ

手入れできない森林をお持ちの人へ



「森の力再生事業」を活用しませんか

問合せ／東部農林事務所 森林整備課 (920-2170)

県は1人あたり年間400円の「森林づくり県民税」を活用し、間伐が遅れた人口林の手入れなどを行っています。

「森の力再生事業」は県の補助事業です。

○対象の箇所

おおむね35度以上の急傾斜地であり、手入れがされておらず林内が暗い森林など

○内容

林内の下草を生やすための強度の間伐(間伐率35%～40%)



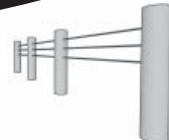
◀間伐前の森林



間伐後の森林▶

お知らせ

農作物や家畜を守るために



有害鳥獣防除柵などの設置費用を補助

問合せ／産業振興課 (979-8113)

有害鳥獣による農作物や家畜の被害を防止するため、防除柵などを設置する費用の助成を行います。

○助成の対象者

函南町の農家基本台帳に登録されている人

○助成対象となる設備

経費の総額が1万円以上(消費税込み)繰り返し使用に耐えられ、相当程度の耐久性を有する防除柵、電気柵、ネット、忌避装置

○助成金額

経費の2分の1以内(限度額:10万円)

○提出書類

①交付申請書(町の様式) ②見積書の写し(商品名が確認できること) ③写真(設備設置前の場所を3枚程度) ④カタログの写し ⑤設置場所の位置図(地図) ※申請書は産業振興課窓口で入手できます。

○申込み

提出書類と印鑑を持参し、産業振興課窓口でお申し込みください。予算額に達し次第終了とさせていただきます(郵送、メールでの申請は不可)。

お知らせ

「子育てしやすいまち」を目指して



子育て出産応援金

問合せ／子育て支援課 (979-8133)

4月から第3子以上の実子の出生に対し、児童の健全育成を応援し町の出生率の向上と「子育てしやすいまち」の実現を目指し「子育て出産応援金」を支給しています。

○対象者

函南町の住民記載台帳に登録されてから1年以上経過し、実子3人目以上を出産した人

○応援金の額

第3子目以上の実子1人につき50,000円

○申込み

申請書、振込口座が確認できるもの(通帳、キャッシュカード)、印鑑、出生児が記載された戸籍謄本を持参して子育て支援課窓口でお申し込みください。申請書は子育て支援課窓口または、町ホームページで入手できます。

お知らせ

リフォームを予定している人へ



住宅や店舗の改築や修繕のリフォーム費用を補助

問合せ／函南町商工会 (978-3995)

町内の建築関連業の活性化のため、町民の住宅や店舗のリフォーム費用の助成を行います。助成対象などの詳細は商工会へお問い合わせください。

○助成の対象者

町税などに未納のない町民および法人

○助成対象となる工事

5万円以上(消費税抜き)のリフォーム工事
○町内に所在する住宅及び店舗のリフォーム
○住宅店舗と同一敷地内のブロック塀改善工事
○屋内の手すり、スロープの設置 など

○助成金額

工事費の20%(限度額:20万円)

○申込み

工事着工前に登録施工業者を通じて商工会へお申し込みください(申し込み前の着工は対象外)。

お知らせ

正しい知識でトラブルを防ぐ



突然の訪問販売や電話勧誘にご注意!

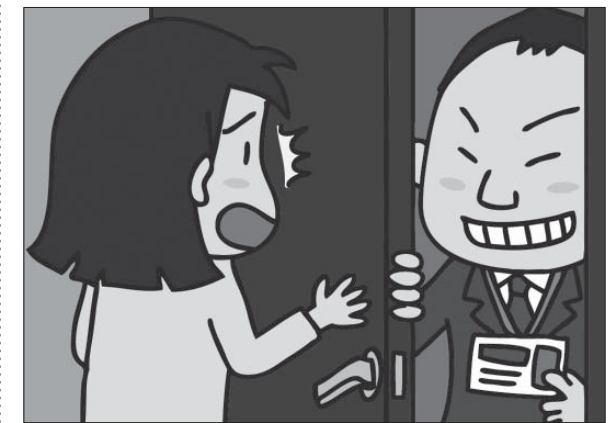
問合せ／函南町消費生活センター (979-8131)

訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが町内で発生しています。

迷ったときや不安に思うときは、一人で決めずに周囲や相談窓口に相談しましょう。

契約してしまった場合でも8日間以内であればクーリングオフできます。

不安を感じたらすぐに函南町消費生活センターにご連絡ください。



○訪問販売や電話勧誘のルール

訪問販売や電話勧誘販売する場合、業者は次のルールを守らなければなりません。

- ①勧誘する前に、会社名、販売目的、販売する商品などを告げる。
- ②消費者に勧誘を受ける意思があるか確認する。
- ③消費者が断った場合、契約しないことを意思表示した場合には、業者は勧誘をやめなければならない。

○トラブルを事前に防ぐために

- ①予定していない訪問者は家に入れない。
- ②知らない人からの電話は相手にしないで、早めに電話を切る。
- ③誰が、どういう目的で訪問や電話をしてきているのか確認する。
- ④必要なければ、「必要ない!」「いりません!」と、きっぱりと断る。
- ⑤しつこく勧誘を受けた時は、「一度断った人への再勧誘は法律で禁止されている」と告げる。
- ⑥居座って帰らないときは警察に連絡する。

お知らせ



フードドライブにご協力ください

「もったいない」から「ありがとう」へ

問合せ／社会福祉協議会 (978-9288)

フードドライブとは、家庭の眠っている食品を集めて、フードバンクに寄贈する食品寄付運動のことです。寄贈していただいた食品は行政や社会福祉協議会・支援団体を通じて食べるものがなく困っている人に渡します。

○受付期間

8月1日(木)～8月30日(金)

○応募方法

保健福祉センター入り口(社会福祉協議会側)

○希望食品

保存食品(缶詰、瓶詰など)、レトルト食品、インスタント食品、調味料、食用油、お米、飲料(ジュース、コーヒー、紅茶など)、ふりかけ、お茶漬、のりなど常温保存が効くもの

○食べ物を寄贈するときの注意

- ①賞味期限が2か月以上あるもの
- ②賞味期限が明記されているもの
- ③未開封であるもの
- ④お米は常識の範囲で古くないもの